

令和5年度福知山市指名競争入札等参加資格審査申請について

令和4年10月
福知山市財務部契約監理課

令和5年度に福知山市（上下水道部、市民病院を含む）が発注する建設工事等の指名競争入札等参加資格審査申請を下記のとおり受け付けますので、必要書類を受付期間内に提出してください。
市との少額のお取引の場合にもこの審査を受けていただく必要がありますので、希望される場合は必ず申請書類を提出し審査を受けてください。随意契約による場合にも準用しますのでご注意ください。

※ 令和5年度登録済の業者のうち業種の追加のない業者については申請不要です。ただし建設工事登録の市内業者については、申請が必要です。

記

- 1 受付期間** 令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで
- ・持参による提出受付は、土・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時を除く）
 - ・郵送による提出は、令和4年11月30日の消印まで有効
- ※ 郵送による提出で受領書が必要な場合は、受取人住所氏名を記入のうえ、返信用封筒等（切手貼付）を同封してください。

2 申請要領及び申請書配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和4年10月3日（月）から
- (2) 配布場所 福知山市役所1階 会計室、3階 財務部契約監理課、各支所、商工会議所、各商工会
- ※様式は、下記の福知山市ホームページからでもダウンロードできます。

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/index2.html>

3 提出先・問い合わせ先

福知山市財務部契約監理課
（〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 TEL 0773-24-7043（直通））

4 提出方法及び資格有効期間

申請区分	地域区分	提出方法	資格有効期間
・建設工事→【建設工事】	市内業者	持参 又は郵送	令和5年度 （令和5年4月1日 ～令和6年3月31日）
	市外業者	郵送	令和5年度 （令和5年4月1日 ～令和6年3月31日）
・測量等コンサルタント業務 →【測量等業務】 ・コンサル以外の役務の提供 →【その他（役務）】 ・物品の購入・買受 →【その他（物品等）】	市内業者	持参 又は郵送	有効期間1年限りの追加受付 です。既に登録済みの業者も業 種の追加が可能です。
	市外業者	郵送	

※市内業者とは、福知山市内に本社・本店のある業者、又は、本社・本店からの契約等行為の委任を受けた（建設工事においては、建設業法第7条又は第15条による）支店・営業所などが市内にある業者です。

5 提出書類

申請区分ごとに提出する書類が異なりますので、各申請要領をご覧ください。

- 建設工事・・・P 4～5 ○測量等業務・・・P 6
 ○その他（役務）・・・P 7 ○その他（物品等）・・・P 8

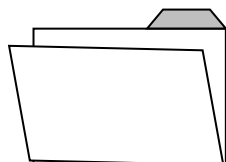
（各申請区分共通の提出書類）

	共通の申請提出書類	備 考
①	福知山市指名競争入札等参加資格審査申請書	【市様式】「営業年数」欄には、業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請書提出日までの期間（1年未満切捨て）を記載してください。「総従業員数」欄には、申請書提出日における従業員数（常時雇用者、役員・事業主含む）を記載してください。「メールアドレス」は本市との連絡用のものを記載してください。
②	委任状 ※支店等に入札・契約等の行為の権限委任をする場合のみ	【市様式】
③	使用印鑑届	【市様式】
④	代表者の身分（身元）証明書（写し可） ※事業者が個人の場合のみ	本籍地で証明を受けてください。福知山市であれば市民課または各支所となります。発行後3か月以内のもの。
⑤	法人登記事項証明書又は現在事項証明（写し可） ※事業者が法人の場合のみ	法務局で証明を受けてください。発行後3か月以内のもの。
⑥	市税納税証明書（写し可） 市税徴収金に滞納が無いことの証明 ※市内業者の場合のみ ※徴収金に未納がある場合でも、 <u>新型コロナウイルス感染症に伴う市税の徴収猶予制度が適用となった場合は入札参加業者登録が可能です。その際は、福知山市税務課で発行される「徴収猶予許可通知書」の写しにより申請可能とします。</u>	福知山市税務課または各支所で証明を受けてください。証明年月日が令和4年10月1日以降のもの。 ・申請者が個人の場合は、本人のもの ・申請者が法人の場合は、当該法人のもの
⑦	消費税等納税証明（写し可） 法人：様式「その3の3」 法人税・消費税等に滞納が無いことの証明 個人：様式「その3の2」 申告所得税・消費税等に滞納が無いことの証明 ⑦ ※徴収金に未納がある場合でも、 <u>新型コロナウイルス感染症に伴う国税の納税猶予制度が適用となった場合は入札参加業者登録が可能です。その際は、管轄の税務署から発行される「納税の猶予許可通知書」の写し又は納税証明書その1（消費税及び地方消費税の税目）により申請可能とします（その場合納税証明書その3の2又はその3の3の提出は不要です）。</u>	税務署で証明を受けてください。発行後3か月以内のもの。電子納税証明書可。電子納税証明書の場合は、書類提出の前日までにメール送信してください（タイトル「入札参加申請・納税証明〇〇〇会社」、宛先 city.fukuchiyama.lg.jp ※ただし■は@と読み替える）。あわせて電子納税証明書「納税証明データシート（その3）」を提出書類に添付してください。

⑧	親子会社関係等業態調書 ※事業者が法人の場合のみ	【市様式】 ※該当無しの場合でも提出してください。 ※令和元年度より社外取締役の取扱が変更となります。
⑨	営業所一覧 ※本社又は本店のみの場合は不要	【市様式】（任意様式可）
⑩	営業する事務所の位置図 ※新規に市内業者として申請する場合のみ	付近の見取り図（縮尺 2500 分の 1 程度）
⑪	営業する事務所内・看板の写真 ※新規に市内業者として申請する場合のみ	カラー写真を台紙に貼付してください。デジタルカメラによる写真を A 4 用紙に印刷していただいてもかまいません。
⑫	主要取引金融機関名 ※新規に申請する場合のみ	【市様式】本市に振替依頼をする口座を記入してください。
◎	その他 ※新規に申請する場合のみ	必要に応じて担当者から指示します。

6 書類の綴じかたについて

- ・更新の場合：提出書類の番号順に、クリップ止めしてください。（フォルダー等は必要ありません。）
- ・新規の場合：提出書類の番号順に、「ファイリング用個別フォルダー（市販品。A4 サイズ・紙製・色指定なし。）」（下図参照）に挟んで提出してください。（市外業者の場合、フォルダー等は必要ありません。）
フォルダーの厚さは、できるだけ 1 cm 以内となるようにしてください。



← 見出し部分には業者名を記入してください

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登載された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表されることがありますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 商号または名称
- (2) 本社住所及び受任者住所
- (3) 代表者氏名及び受任者氏名
- (4) 登録業種等

※ 建設工市の市内登録業者は等級を、市外登録業者は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書記載の総合評定値 P を上記に加え公表する場合があります。

8 申請書の記載事項の変更届について

今回の申請書提出後、当該申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、「指名競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届」により、速やかに届け出てください。変更届の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

【建設工事 申請要領】

福知山市が発注する「建設工事」の指名競争入札等に参加するためには、「福知山市指名競争入札等参加資格審査申請」をしていただく必要がありますので、希望される人は、下記により共通書類とともに必要書類を提出してください。

※「舗装修繕」・「草刈及び剪定」等を希望される人は、「その他（役務）」で申請してください。
記

1 申請要件

次のいずれかに該当する人は、申請することができません。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない人
- (2) 建設業法第27条の2第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という）を受けていない人
- (3) 資格審査申請書の提出期限の属する年の10月31日の直前の経営事項審査における審査基準日の直前2年又は3年の営業年度に完成工事高のない人
- (4) 破産者で復権を得ない人
- (5) 資格審査申請書を提出するときに市税、消費税及び地方消費税を滞納している人
- (6) 資格審査申請書を提出するときに福知山市が発注した建設工事に関する債務を履行していない人
- (7) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した人
- (8) 法令に基づく社会保険に加入していない人（ただし、加入義務のない事業主は除く。）
- (9) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条4号に規定する暴力団密接関係者

2 共通書類以外の提出書類

	建設工事の申請提出書類	備 考
⑬	業者カード（建設工事）	【市様式】※希望する業種に○をつけてください。営業所専任技術者のいない業種、2年平均又は3年平均の完成高がない業種については希望できません。
⑭	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	※ 経営事項審査は、審査基準日が令和3年4月1日以降にあり、かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（再申請のものを含む）とし、2年平均又は3年平均の完成高があるものを審査対象とします。
⑮	建設業許可証明書または通知書（写し）	最新のもの。
⑯	専任技術者証明書（写し） ※支店等に入札・契約等の行為の権限委任をする場合のみ	建設業許可申請時の書類、新規・変更用（様式第8号）又は更新用（別紙4）の写し。
⑰	技術職員名簿	経営事項審査申請時の写し可。ただし変更がある場合は適宜作成してください。支店等に委任する場合は、全員の名簿を添付する場合は、当該申請の事業所に所属する技術職員をマーカー等で明確にしてください。 <u>資格証明書等（写し）は、提出の必要はありません。</u>
⑱	工事経歴書	直前1年分。経審申請時の写し可。
⑲	建設業退職金共済組合加入証明書（写し可）	加入者のみ（内容に変更がなければ、経審申請時の写し可）。

3 水道管布設工事の競争入札の指名要件について

水道管布設工事の指名については、次の条件をすべて満たす業者を対象としますので、必要な場合は「配水管技能者届出書」を提出してください。

- (1) 福知山市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で「水道施設」の登録業者であること。
- (2) 鋳鉄管工事（耐震管（口径 450 mm以下のNS形管等の耐震継手の水道管布設工事）、大口径管（口径 500 mm以上のNS形管等の耐震継手の水道管布設工事））の場合、「配水管工技能講習（公益社団法人日本水道協会主催）」又は「JDP A継手接合研修会（日本ダクタイル鉄管協会主催）」を受講した登録技術者を直接的かつ恒常的に雇用している業者であること。
- (3) 水道配水用ポリエチレン管工事（融着継手）の場合、「水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会（配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催）」（旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会及び配水用ポリエチレン管協会主催の講習会を含む）を受講した登録技術者を直接的かつ恒常的に雇用している業者であること。

	提出書類	添付書類
◎	配水管技能者届出書 ※水道管布設工事を申請する場合のみ	① 受講証明書の写し ② 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

【測量等業務 申請要領】

福知山市が発注する「測量等業務」の指名競争入札等に参加するためには、「福知山市指名競争入札等参加資格審査申請」をしていただく必要がありますので、希望される人は、下記により共通書類とともに必要書類を提出してください。（測量等業務とは、測量、地質調査、土木・建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント業務をいいます）

記

1 申請要件

次のいずれかに該当する人は、申請できません。

- (1) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない人
- (2) 営業に関し登録規定に基づく登録を受けていない人
- (3) 破産者で復権を得ない人
- (4) 資格審査申請書を提出するときに市税、消費税及び地方消費税を滞納している人
- (5) 市が発注した測量等業務に関する債務を履行していない人
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した人
- (7) 法令に基づく社会保険に加入していない人（ただし、加入義務のない事業主は除く。）
- (8) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条4号に規定する暴力団密接関係者

※「測量業務」「建築関係建設コンサルタント業務」については、法律の規定に基づき登録されているもの、「土木関係建設コンサルタント業務」「補償関係コンサルタント業務」「地質調査」については、国土交通大臣の登録を受けているものを審査対象とします。

2 共通書類以外の提出書類

	測量等業務の申請提出書類	備 考
⑳	業者カード（測量等業務）	【市様式】希望業種に○、該当項目の記入をすること
㉑	財務諸表、決算報告書または現況報告書	直前営業年度の貸借対照表、損益計算書
㉒	登録証明書（写し）	営業に関し法律上必要とする登録を証する書類 又は国土交通大臣の登録を証する書類
㉓	技術者経歴書（写し可）	中央公契連統一様式「技術者経歴書」に準じた様式
㉔	測量等実績調書（写し可）	二期分。国交省様式若しくは任意の様式
㉕	事務所に係る調査票	【市様式】本店からの契約等行為の委任を受けた支店・営業所などが福知山市内にある場合のみ。

【その他（役務） 申請要領】

福知山市が発注する「その他（役務）」の指名競争入札等に参加するためには、「福知山市指名競争入札等参加資格審査申請」をしていただく必要がありますので、希望される人は、下記により共通書類とともに必要書類を提出してください。（その他（役務）とは、測量等業務以外の役務的業務を指し、工作物、建築物等の維持管理に係る役務や修繕もその他（役務）に該当します）

記

1 申請要件

次のいずれかに該当する人は、申請できません。

- (1) 業務（役務）について申請の根拠となる営業許可・届出等の写しを添付できない人（ただし、許可等を要しない業務は除く。）
- (2) 会社、商店を設立後、現在も引き続き1年以上当該営業をしていない人
- (3) 破産者で復権を得ない人
- (4) 資格審査申請書を提出するときに市税、消費税及び地方消費税を滞納している人
- (5) 市が発注した業務（役務）に関する債務を履行していない人
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した人
- (7) 法令に基づく社会保険に加入していない人（ただし、加入義務のない事業主は除く。）
- (8) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条4号に規定する暴力団密接関係者

2 共通書類以外の提出書類

	その他（役務）の申請提出書類	備 考
②⑥	業者カード（その他（役務））	【市様式】希望する業種については、別紙「役務分類区分表」に記入し、添付してください。取得しているISO、プライバシーマークがありましたら記入してください。
②⑦	役務分類区分表	希望する業種コード欄に赤ペンで○をつけ、業者カードと共に提出してください。
③⑩	貸借対照表及び損益計算書 ※事業者が法人の場合のみ	直前営業年度の貸借対照表、損益計算書
③⑪	申請の根拠となる許可等書類（写し） ※希望する役務提供に許可・届出等が必要である場合のみ	ISO、プライバシーマークの認定証（写）を含む。 （取得している場合のみ）

3 役務分類区分表 別添のとおり

【その他（物品等） 申請要領】

福知山市が発注する「その他（物品等）」の指名競争入札等に参加するためには、「福知山市指名競争入札等参加資格審査申請」をしていただく必要がありますので、希望される人は、下記により共通書類とともに必要書類を提出してください。

記

1 申請要件

次のいずれかに該当する人は、申請できません。

- (1) 物品の製造又は販売につき、法令により資格を必要とする場合、その資格を備えていない人
- (2) 会社、商店等を設立後、現在も引き続き1年以上当該営業をしていない人
- (3) 破産者で復権を得ない人
- (4) 資格審査申請書を提出するときに市税、消費税及び地方消費税を滞納している人
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した人
- (6) 法令に基づく社会保険に加入していない人（ただし、加入義務のない事業主は除く。）
- (7) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条4号に規定する暴力団密接関係者

2 共通書類以外の提出書類

	その他（物品等）の申請提出書類	備 考
㉘	業者カード（その他（物品等））	【市様式】希望する業種については、別紙「物品分類区分表」に記入し、添付してください。
㉙	物品分類区分表	希望する業種コード欄に赤ペンで○をつけ、業者カードと共に提出してください。
㉚	貸借対照表及び損益計算書 ※事業者が法人の場合のみ	直前営業年度の貸借対照表、損益計算書
㉛	申請の根拠となる許可等書類（写し） ※希望する業種に許可・届出等が必要である場合のみ	

3 物品分類区分表 別添のとおり